

黒石市農業集落排水処理施設条例施行規則

平成9年3月31日

規則第39号

改正 平成9年9月26日規則第47号

令和4年3月31日規則第19号

令和6年1月5日規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、黒石市農業集落排水処理施設条例（平成9年黒石市条例第10号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(新設等の確認申請)

第2条 条例第7条第1項の規定による申請は、排水設備等計画確認申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して行うものとする。ただし、排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない増設又は改造であって、事前にその旨を市長に届け出た場合は、この限りでない。

- (1) 申請地付近の見取図
- (2) 排水設備平面図（縮尺30分の1）
- (3) 配置図（屋外排水設備を含む。）
- (4) 排水設備縦断図（縮尺距離100分の1、高さ50分の1）

2 市長は、前項の規定による申請を受けたは、当該計画が条例の規定に適合するものであるかを確認し、排水設備等計画確認通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

(利害関係人の誓約書等の提出)

第3条 条例第7条第2項の浄化槽法（昭和58年法律第43号）第12条の9第3項の規定による通知をした旨の誓約書は、浄化槽法第12条の9の規定による誓約書（様式第3号）によるものとする。

2 条例第7条第2項の利害関係人の承諾書は、次の各号のいずれかに該当する場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 他人の土地内若しくは構築物に又はこれらを通りて排水設備を設置する場合 当該土地又は構築物の所有者の承諾書の写し
- (2) 他人の排水設備へ流入する場合 当該排水設備の所有者の承諾書の写し
- (3) 前2号に規定する承諾書の写しを提出できない場合 申請者の誓約書（様式第4号）

3 前項第1号（他人の土地内を通りし、又は土地内に排水設備を設置する場合に限る。）及び第2号の規定は、浄化槽法第12条の9の規定の適用がある場合は、適用しない。

(工事完成の届出)

第4条 条例第9条第1項の規定による届出は、排水設備等工事完成届（様式第5号）により行うものとする。

(検査済証及び標識)

第5条 条例第9条第2項の検査済証及び標識は、それぞれ様式第6号及び様式第7号によるものとする。

2 前項の標識は、門戸その他の見やすい箇所に掲示しなければならない。

(使用開始等の届出)

第6条 条例第10条第1項及び第2項の規定による届出は、黒石市給水条例施行規則（平成10年黒石市規則第4号。以下「給水規則」という。）第8条に規定する上下水道使用等申込書兼変更届出書により行うものとする。

2 使用を開始した排水施設の用途に変更が生じた場合は、前項の規定を準用する。

（水道水以外の水による排除汚水量）

第7条 条例第11条第2号の規定による汚水量の認定は、1月につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。ただし、1月の使用日数が15日に満たない場合は、本文の規定により計算して得た汚水の量の2分の1とする。

(1) 家事用のみで排除する場合 次の表の左欄に掲げる使用用途に応じ、右欄に定める認定量に使用人数を乗じて算定

| 使用用途 | 認定量 |
|-----------------------|------------------|
| 水洗トイレ（トイレ室内の手洗い場を含む。） | 1 m ³ |
| 浴槽（浴室内の他の水栓を含む。） | 4 m ³ |
| 台所等生活用水 | 4 m ³ |

(2) 家事用以外で排除する場合 使用者が、家事用以外の水に対する排除汚水量申告書（様式第8号）により申告するものとし、当該事実により前号の規定の例により算定

2 前項第2号の規定により申告した汚水の状況に変更があったときは、同号に規定する申告書により速やかに市長に届け出なければならない。

3 水道水以外の水を公共下水道に排除している者は、市長が指定する時期に、現況を報告しなければならない。

（排除汚水量の告知）

第8条 排除汚水量の告知は、給水規則第19条に規定する使用水量のお知らせにより行うものとする。

（使用料の徴収）

第9条 条例第12条の規定による使用料の徴収は、給水規則第22条に規定する納入通知書兼領収書により行うものとする。ただし、口座振替による場合は、この限りでない。

（使用料等の減免）

第10条 条例第15条の規定により使用料、手数料又は延滞金（以下（使用料等）という。）の減額又は免除を受けようとする者は、排水施設使用料減免申請書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請により使用料の減額又は免除を決定したときは、排水施設使用料等減免決定通知書（様式第10号）により当該申請者に通知するものとする。

（文書の保存）

第11条 使用料に係る文書を作成し、又は取得した場合の保存年限は、20年とする。

附 則

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成9年9月26日規則第47号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和４年３月３１日規則第１９号）

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

附 則（令和６年１月５日規則第５号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（黒石市農業集落排水処理施設条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

5 この規則の施行の際、この規則による改正前の黒石市農業集落排水処理施設条例施行規則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、令和６年３月３１日までに市に提出するものに限り、所要の修正を加え、なお使用することができる。